

個人連帯保証に関する監督指針改正について

1. 概要

・金融庁の監督指針が一部改正・施行され、経営者以外の第三者の個人連帯保証が原則禁止されるなど個人連帯保証について、従来とは異なる取り扱いがされることになりました。

2. 改正の背景

・現行の法律では、保証契約時に想定した以上の重い保証債務の履行を金融機関から求められ、その結果、生活の破たん追い込まれる保証人が増えたことなどから、保証人の保護を図る目的で「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立し、保証履行時における保証人の資産・収入を踏まえた対応を促進する。」という施策が閣議決定されました。

3. 対象事業者

・ガイドラインの主たる対象は **中小企業・小規模事業者** ですが、必ずしも中小企業基本法に該当する法人に限定しておらず、その範囲を超える企業 **も** 対象になります。また、**個人事業者も** 含まれます。

4. 経営者

中小企業・小規模事業者等の代表者の事ですが、以下の者も含みます。

実質的な経営権を有している者・営業許可名義人

経営者と伴に事業に従事する当該経営者の配偶者 **(取締役かどうかは関係なし)**

経営者の健康上・年齢上の理由のため保証人となる事業承継予定者等

(健康で高齢でなければ、息子など保証人に取れない。)

5. 今後の動向

- ・金融機関は与信判断に懸念が残り、法人の規模・資産状況・事業内容・収益力により 金利の引き上げや物的担保の追加を求めてきます。
- ・既に保証している融資について金融機関へ連帯保証人を外すことを要請する場合は、金融機関と連帯保証人とで実態に即して個々に判断されます。
- ・法人向けの融資や個人事業主向け融資が対象となり、住宅ローンや無担保ローンなど個人向け融資においては対象外となります。

6. 備考

信用保証協会については平成 18 年度以降の保証申し込みについては、経営者以外の第三者を保証人として求めることは原則禁止されています。